

様式第 1 1 号 (第 1 3 条関係)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
極東開発工業(株)	大阪府大阪市中央区淡路町 2 - 5 - 11	1-005411
新明和工業(株)	兵庫県宝塚市新明和町 1 - 1	1-004305

注) 建設業許可番号「1 -」は国土交通大臣許可、「2 -」は茨城県知事許可、「3 -」は他県知事許可を表す。「5 -」は県外建設コンサルタントの有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

令和 8 年 3 月 2 0 日～令和 8 年 6 月 1 9 日 (3 ヶ月間)

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事

4. 事実概要

極東開発工業(株)は、特定特装車製品の製造販売において、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 7 年 9 月 24 日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

新明和工業(株)は、特定特装車製品の製造販売において、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 7 年 9 月 24 日、公正取引委員会から公表された。

5. 指名停止理由

上記事実は、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成 2 9 年要領第 3 号)別表第 2 第 6 号に該当する。

なお、当該事業者は課徴金減免制度の適用事業者として公正取引委員会から公表されていることから、同要領第 4 条第 3 項を適用して、指名停止期間を 2 分の 1 とする。

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 6 業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 号第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(第 4 号及び第 5 号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 6 ヶ月以上12ヶ月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5 (直通)